



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 物価高騰等対策特別資金



○ どんな資金？

物価高騰や人件費の上昇により経営に影響を受けている中小企業者を支援する資金です。仕入れ単価の上昇や人件費の上昇による売上総利益率・営業利益率の低下で資金繰りに困っている場合に利用できます。

○ 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で以下A・Bのいずれかに該当するもの

A 【物価高騰関連】以下のいずれにも該当するもの

- (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したもの
- (2) (1)の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったもの
- (3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの

B 【人件費上昇関連】以下のいずれにも該当するもの

- (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、人件費と労務費の計（一人当たり又は総額）が前年同期に比べて3%以上上昇したもの
- (2) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの

※ A・Bのいずれかの要件に該当するかどうか、事業者が申告し、申込受付機関（商工会・商工会議所、金融機関等）の確認を受ける必要があります。（物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連/人件費上昇関連）融資対象該当申告書）

○ 融資条件

融資限度額	運転資金 2,000万円
利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05%
信用保証料 (県補助後)	年0%（保証機関の基本保証料率：年0.45%～年1.90%を、県が全額負担します。） 【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用】 <small>※経営者保証の免除に際し、保証料が発生する場合があります。</small>
融資期間	5年以内（うち据置12月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工組合中央金庫 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連）融資対象該当申告書（県要綱様式）（融資対象者Aの場合）／物価高騰等対策特別資金（人件費上昇関連）融資対象該当申告書（県要綱様式）（融資対象者Bの場合）／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類
取扱期間	令和9年3月31日までに保証申込受付されたもの

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ~ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ~

